

○国土交通省告示第千三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年十月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢、字三本松、字清戸及び字清戸奥並びに釜利谷東五丁目地内

神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目、庄戸四丁目、上郷町字庄戸、字神戸、字野七里及び字中島、野七里一丁目、上之町、桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢及び字中谷、笠間町字扇子田、飯島町字滝ケ久保、字久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下及び字亀甲下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋、字亀ノ甲山、字宮ノ前、字山王下、字相ノ田、字相ノ田谷、字峯、字堀ノ内及び字堤地内

神奈川県横浜市戸塚区小雀町字丸山、字殿谷ツ、字殿ケ谷及び字堤ケ谷、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿一丁目、深谷町字ヲトリハ並びに汲沢町字吹上ケ地内

2 使用の部分 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢、字三本松、字清戸及び字清戸奥地内

神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目、庄戸四丁目、野七里一丁目、上郷町字神戸、字野七里及び字中島、上之町、犬山町、桂台南一丁目、桂台南二丁目、桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢、字中谷、字平台及び字椎郷、笠間五丁目、笠間四丁目、小菅ケ谷二丁目、笠間町字扇子田、小菅ケ谷町字大坪、飯島町字滝ケ久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下及び字亀甲下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋、字亀ノ甲山、字宮ノ前、字山王下、字相ノ田、字相ノ田谷及び字峯地内

神奈川県鎌倉市岩瀬字上土腐、字下土腐及び字平島地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県横浜市金沢区釜利谷町地内の釜利谷ジャンクションから同市戸塚区汲沢町地内の戸塚インターチェンジ（仮称）までの延長8.9kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一般国道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、一般国道の新設については、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当すること、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

高速横浜環状南線（以下「本路線」という。）は、神奈川県横浜市金沢区釜利谷町地内の釜利谷ジャンクションを起点とし、同市戸塚区汲沢町地内の戸塚インター

チェンジ（仮称）を終点とする延長8.9kmの路線である。本路線は、横浜環状道路の一端を形成するものであるとともに、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道。以下「圏央道」という。）としても位置づけられている。

横浜環状道路は、横浜市の中心部から半径約10kmから15kmに位置し、横浜市郊外の各区を環状に連絡することにより地域間の連携を強化し、地域拠点間の移動性の向上により市の一体化を図るとともに、横浜市内の中心部から放射状に伸びる一般国道466号（第三京浜道路）、一般国道1号（横浜新道）、一般国道16号（保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路）、神奈川県道高速横浜羽田空港線、横浜市道高速湾岸線等の自動車専用道路を相互に連絡することにより、横浜市中心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和等を目的とする自動車専用道路である。

圏央道は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市並びに千葉県成田市、木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状に結ばれる都市相互の機能分担及び連携・交流を促進する分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては主要地方道原宿六ツ浦及び一般国道1号があるが、本件区間に対応するこれらの道路の区間（以下「現道」という。）は、横浜市及び鎌倉市の既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、主要地方道原宿六ツ浦の舞岡上郷線～栄区・鎌倉市境間で20,812台/日、一般国道1号の横浜伊勢原～一般国道1号間で96,070台/日であり、混雑度はそれぞれ1.73、2.73となっている。

本件事業の完成により、釜利谷ジャンクションで一般国道16号（横浜横須賀道路）に接続することから、横浜市域における高速交通ネットワークが形成され、さらに、栄インターチェンジ・ジャンクション（仮称）において供用予定である圏央道の他の区間と接続することから、横浜市域のみならず首都圏における広域的な高速交通ネットワークが形成される。これにより、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、大規模災害時の緊急輸送路としての機能も有するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である神奈川県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成6年12月及び平成7年4月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については環境基準等を満足すると評価され、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されており、地盤沈下についても施工に当たって適切な措置を講ずることなどにより、環境保全目標は達成されると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成26年3月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、メダカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオオアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマヤラン、準絶滅危惧として掲載されているエビネ、タコノアシ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、オオタカについては営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。ホトケドジョウ及びメダカについては、主要な生息環境の一部が工事により改変されることから、代替湿地の整備、移植等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、このうち1箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る4箇所についても神奈川県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、一般国道16号（横浜横須賀道路）や既に供用済み又は供用予定である圏央道の他の区間等と連絡することなどにより、横浜市域のみならず首都圏における広域的な高速交通ネットワークを形成することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線及び6車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、横浜市区間及び鎌倉市区間のいずれの区間も、平成7年4月21日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業のうち栄インターチェンジ・ジャンクション（仮称）から戸塚インターチェンジ（仮称）までの区間については、6車線の事業として都市計画決定されているところ2車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、公共施設への影響、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、横浜市域のみならず首都圏における広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。さらに、大規模災害時の緊急輸送路としての役割も期待される。

また、横浜市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 神奈川県横浜市金沢区役所、同市栄区役所、同市戸塚区役所及び鎌倉市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 神奈川県横浜市栄区桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢、字中谷及び字平台、笠間五丁目、笠間四丁目、小菅ケ谷二丁目、笠間町字扇子田、小菅ケ谷町字大坪、飯島町字滝ケ久保、字久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下及び字亀甲下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋、字亀ノ甲山、字宮ノ前、字山王下、字相ノ田、字相ノ田谷、字峯、字堀ノ内及び字堤地内

神奈川県横浜市戸塚区小雀町字丸山、字殿谷ツ、字殿ケ谷及び字堤ケ谷、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿一丁目、深谷町字ヲトリハ並びに汲沢町字吹上ケ地内

神奈川県鎌倉市岩瀬字上土腐、字下土腐及び字平島地内